

徳島県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課において、令和七年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
6	込野観音寺	三好市池田町西山込野二五六 六番一から 同 白地ノロウチ一 〇七〇番一の二七（香川県境 ）まで	九、三八〇・ 五	令和七年二月四日